



厚生労働省

北海道労働局発表
平成25年5月29日

担当	厚生労働省 北海道労働局総務部 企画室 室長 井上祐次 補佐 高橋秀充 電話 (011) 709-2311 (内線 3575 3576)
----	---

平成25年度 北海道労働局 行政運営方針を策定

《誰もが安心して働く北海道をめざして》 ～4本の柱を立て、重点的に施策を展開～

北海道労働局（局長 田中正晴）は、「誰もが安心して働く北海道をめざして」と題して、平成25年度の行政運営方針を策定しました。

北海道の景気は、持ち直しの動きが続いているものの、雇用環境や労働条件等をめぐる動向は依然として厳しい状況が続いています。

こうした中、本年度の行政運営方針は、北海道における労働行政の最重要課題を4つの柱として掲げ、課題ごとに目標、対策を示し、重点志向に徹した効率的、効果的な行政展開を意識した構成しております。

4つの柱とは、

1 地域活性化に向けた雇用対策の推進

- ・本道の雇用失業情勢は、持ち直しの動きを続けていますが、依然として雇用機会は不足しており、就職困難者や生活困窮者を含む全ての求職者の就労に向けて、求人開拓の強化による正社員求人の確保及び求人の総量確保に努めるとともに、雇用のミスマッチ縮小に努め、求人と求職の的確なマッチングにより、求職者の早期再就職と求人の早期充足を推進します。
- ・地域の実情に合った雇用施策を迅速かつ的確に実施するため、地方自治体等との連携・協力関係をより強化し、一体となった就職支援を推進します。

2 求職者の状況に応じた就職等の支援

- ・新規高卒者の就職内定率について、平成24年度以上の確保を目指すとともに、フリーター等正規雇用化プランの推進を図ります。
- ・障害者の就職件数について、きめ細かな就労支援を推進します。
- ・改正高年齢者雇用安定法の趣旨を踏まえ、高年齢者雇用の一層の推進を図るとともに、多様な就業機会の確保に向けた取組を進めます。

3 働く人たちの安全・安心の確保

- ・労働基準法の遵守徹底等による長時間労働の抑制を始めとする法定労働条件の履行確保に係る監督指導を強化するとともに、重大又は悪質な事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処します。
- ・最低賃金の周知及び履行の確保を効果的に推進するとともに、最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援事業を推進します。
- ・労働災害が増加傾向にある業種等に対する重点的な取組を推進し、平成24年に比較し、死亡災害の更なる減少と死傷災害の3%以上の減少を目指します。
- ・職場におけるメンタルヘルス対策を推進し、働く人の心の健康保持増進を図ります。
- ・有機溶剤、特定化学物質等を対象に、職業性疾病予防対策等の推進を図ります。

4 公正・多様な働き方の実現

- ・働く人が性による差別をされることなく、特に働く女性にあっては、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができる雇用環境づくりを推進します。
- ・働く人が仕事と家庭を両立しながら働き続けられる雇用環境を整えます。
- ・パートタイム労働者の均等・均衡待遇が得られるよう、雇用管理改善を図るとともに、正社員への転換を推進します。

以上が、4つの柱です。

この行政運営方針に基づき、「誰もが安心して働く北海道をめざして」北海道労働局と管内の労働基準監督署、ハローワークは、目標達成に向け一丸となって施策を展開してまいります。